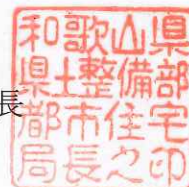




都政第 11170001 号
令和 2 年 11 月 17 日

公益社団法人 全日本不動産協会 和歌山県本部 御中

和歌山県
県土整備部 都市住宅局長



高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域の指定等に係る和歌山県景観計画
の変更について（通知）

平素は、和歌山県景観行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。
標記について、下記のとおり和歌山県景観計画の変更を告示しましたのでお知らせ
します。

つきましては、令和 2 年 12 月 15 日より指定した特定景観形成地域については、
景観法に基づく届出の対象規模、行為の制限の基準が変更されますので、ご留意い
ただくとともに、併せて会員等への制度の周知等についてご配慮いただきますよう
お願いします。

記

和歌山県景観計画の変更の告示日 令和 2 年 11 月 17 日
和歌山県景観計画の変更の施行日 令和 2 年 12 月 15 日

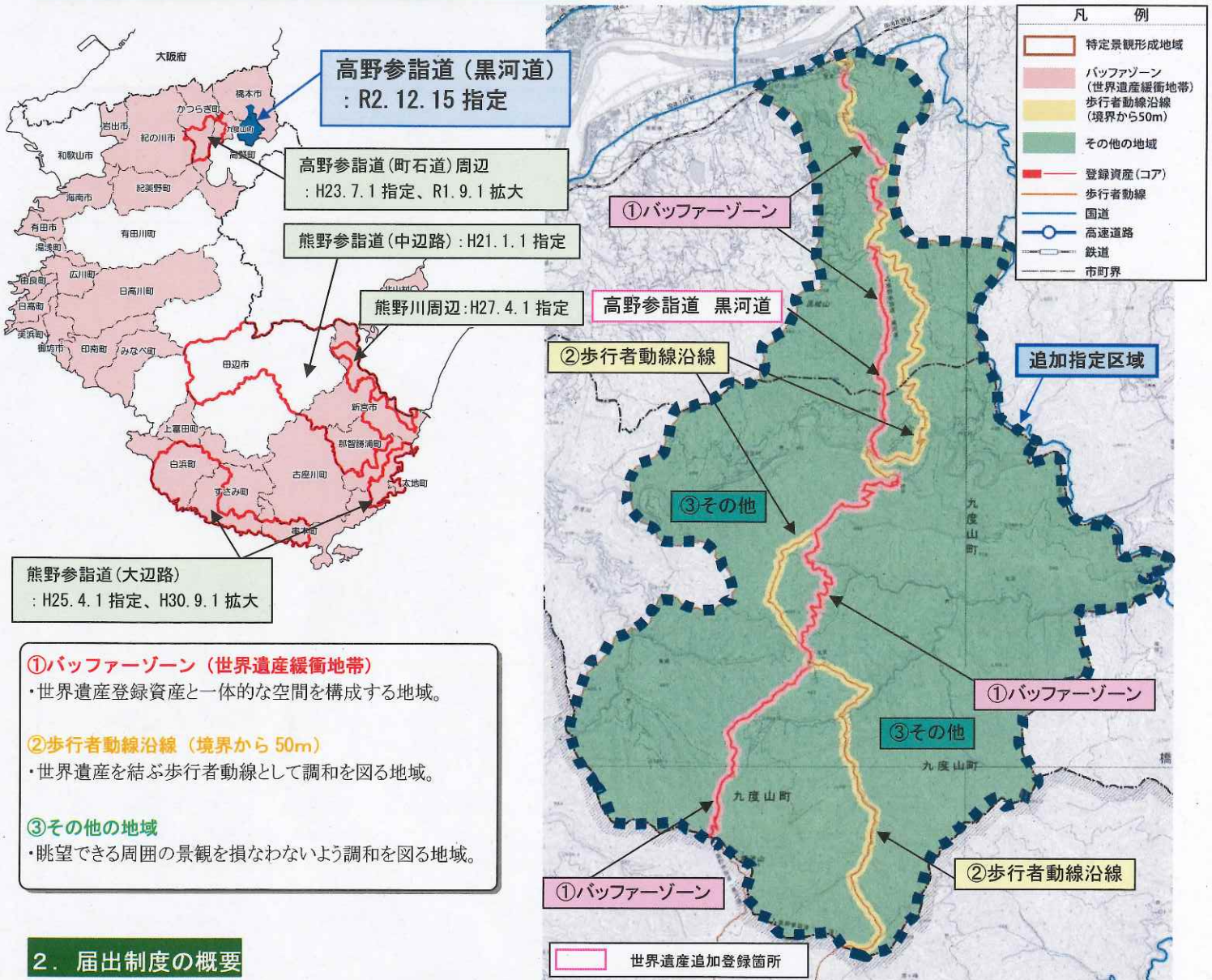
(担当)

和歌山県 県土整備部 都市住宅局
都市政策課 景観・公園班 木田、有邊
電話：073-441-3228（直通）

くろこみち
高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の指定等に伴う和歌山県景観計画の変更【概要】

こうやさんけいみち くろこみち
 橋本市及び九度山町内における「高野参詣道 黒河道」が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に追加登録されたことに伴い、「高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域」を新たに追加する和歌山県景観計画の変更

1. 特定景観形成地域の指定状況と追加指定区域



2. 届出制度の概要

現在、和歌山県では、大規模な建築や開発行為について景観に関する届出が必要ですが、特定景観形成地域では、よりきめ細かな届出が必要となります。

●景観に関する届出が必要な規模と基準

現在の基準

- 届出規模
高さ13m超又は
建築面積1000 m²超
- 基準
周辺景観との調和
等
- ※概ね4 階建て以上の
建築物を対象

① バッファゾーン

- 届出規模
全ての行為
- 基準
高さ13m、建築面積
1000 m²を超えない規模とする 等
- ※小規模な建物も
対象

② 歩行者動線沿線

- 届出規模
高さ10m超又は
延べ面積500 m²超
- 基準
落ち着いた色彩 等
色彩基準あり
- ※中規模な建物も
対象

③ その他の区域

- 届出規模
高さ13m超又は
延べ面積
1,000 m²超
- 基準
落ち着いた色彩 等
- ※概ね4 階建て以上の
建築物を対象